



令和7年3月27日

担当課	収集センター
担当者	北山・辻井
電話	073-471-1503
内線	7119

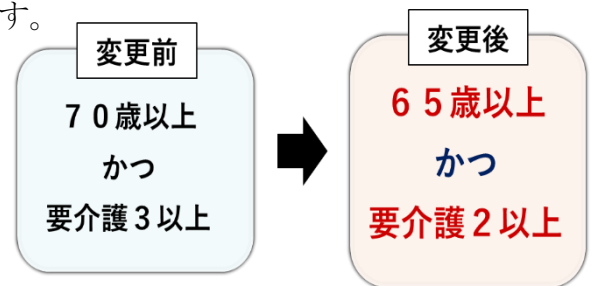
令和7年4月1日からふれあい収集の 高齢者世帯の対象を拡大します！

本市では家庭ごみを所定の収集場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、一定の要件のもと、戸別に住宅の出入口の前等で収集するふれあい収集事業を実施しています。令和7年4月1日からふれあい収集の対象の要件を拡充します。

1 対象者

- ① [高齢者] 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
 - ② [障害者] 視覚障害1、2級又は肢体不自由1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ※一人暮らしの方か同居する方が ① または ② のいずれかに該当し、所定の収集場所までごみを持ち出すことが困難な場合に限ります。
ご利用を希望される方は、事前に相談が必要です。

高齢者世帯の対象者数
変更前 3,916 ➡ 変更後 5,921



2 収集するごみ

一般ごみ、かん、びん、紙、布、ペットボトル
※粗大ごみ、小型家電等は回収できません。

3 申込先・お問い合わせ

収集センター北事務所 (電話 073-471-1503)

